

防府市 高齢者等バス・タクシー運賃助成制度の お知らせ

～路線バス・タクシー運賃の一部を助成します～



■助成対象者

① 70歳以上で運転免許証を持っていない人

※ 小型特殊自動車（農耕トラクター等）の免許のみをお持ちの方は対象者になります。



持っていない

② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人



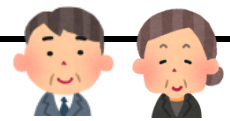
全て自主返納した

③ 心身障害者福祉タクシー利用券（福祉タクシー助成）の交付対象者

※ 福祉タクシー助成と、この制度の両方を受けることはできません。
いずれか一方のみの助成を受けられます。

■お問合せ 防府市 政策推進課（4号館3階）

TEL 0835-25-2119 FAX 0835-25-2190



■助成内容

1 か **2** のいずれか一方の助成券を選択します。

私はバスもタクシーも使うから
1を交付してもらおう！



1 路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券

路線バス・タクシーどちらにも使用できる助成券を、年最大48枚交付します。

▼路線バスで使用する場合

助成券1枚につき運賃が200円引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



▼タクシーで使用する場合

助成券1枚につき運賃が2割引となります。1乗車につき1枚のみ使用できます。

※ 運賃が1,000円以下の場合、200円引となります。

助成券はタクシー会社が行う割引（高齢者割引等）と併用できます。



◆助成券の使い方

タクシーに乗車するときに対象者証を必ず乗務員に見せ、助成券が使用できるかどうか確認してください。助成券は、降車するときに乗務員に渡し、残りの運賃をお支払いください。



◎相乗りがお得です！

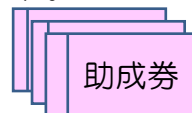
交付を受けた人が複数人で乗車した場合も、助成券は1人1枚ずつ使用できます。（最大4人まで）



3人が利用助成券を使います。



+



3人で6割引になります。



※ 助成額には上限があります。1乗車あたり、1人が助成券を使用した場合は1,000円、2～4人が助成券を使用した場合は総額で2,000円が上限となります。



助成券1枚につき運賃が100円引となる助成券を、年最大96枚交付します。
1乗車につき2枚まで使用できます。

◆助成券の使い方

路線バスから降りるときに、対象者証を乗務員に確認してもらってから、助成券を運賃箱に入れ、残りの運賃をお支払いください。あらかじめ助成券に乗車日を記載しておいてください。



■ 使えるバス・タクシー会社一覧 (H31.3月時点)

バス



中国ジェイアールバス(株)	(083)922-2519
防長交通(株)	(0835)22-3765

タクシー



(有)エス・ディー・エス チャレンジャー	(0835)23-3321	日本交通(株)	(0835)22-0988
麒麟交通(株)	(0835)33-2233	日名内タクシー(有)	(0835)22-0471
(有)周防タクシー	(0835)23-4717	日の丸タクシー(株)	(0835)22-0897
		防府構内タクシー(株)	(0835)22-4333
		(有)三田尻タクシー	(0835)22-0154
		湯田都タクシー(株) 防府営業所	(0835)22-0130

介護
タクシー

オカモト福祉タクシー	(0835)23-0294
介護タクシーかがやき	090-4101-1802
介護タクシーつかさ	(0835)36-1903
介護タクシー山桜	090-4106-0880
ホットライフサポート福祉タクシー	(0835)29-0009

Q&A

Q. どこでも使用できるの？

A. 路線バス・タクシーともに、乗車地・降車地のいずれか一方が防府市内であれば、使用できます。ただし、防府市と契約しているバス会社及びタクシー会社に限ります。

◎使えます ……防府市 ⇒ 防府市、防府市 ⇒ 市外、市外 ⇒ 防府市
×使えません……市外 ⇒ 市外

Q. 他の人と一緒にタクシーに乗ったときに助成券を使っても良いの？

A. どなたと一緒に乗られたときでも使用できます。ただし、助成券は対象者1人につき1枚のみ使用できます。



助成対象の方



助成対象
でない方

■申請手続きに必要なもの

《本人が申請される場合》

- ① 70歳以上で運転免許証を持っていない人
 身分証明書(後期高齢者医療被保険者証や介護保険被保険者証など)
- ② 65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人
 身分証明書
 運転免許証の自主返納証明(運転経歴証明書や運転卒業者サポート手帳など)
- ③ 心身障害者福祉タクシー利用券(福祉タクシー助成)の交付対象者
 障害者手帳(身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)

《代理の方が申請される場合》

- 助成対象者の写真
- 委任状(署名・押印)
- 代理の方の身分証明書
- (②に該当される方)運転免許証の自主返納証明
- (③に該当される方)障害者手帳(身体障害者手帳1~3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)

◎ご注意ください

・年齢にかかわらず、福祉タクシー助成と、この制度の両方を受けることはできません。いずれか一方のみの助成を受けられます。福祉タクシー助成の対象者がこの制度を受ける場合は、申請時に障害者手帳が必要です。

・申請は、対象者となる月から申請できます。

例) 運転免許証を持っておらず、6月20日に70歳になる。
⇒6月1日から申請できます。

